

保育所等へのタクシー送迎支援事業利用規約

制 定 令和6年3月26日こ保対第976号（局長決裁）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、横浜市が実施する保育所等へのタクシー送迎支援事業（以下「当事業」といいます。）を利用する方（以下「補助対象者」といいます。）の当事業の利用に関して適用されます。

（事業目的）

第2条 当事業は、横浜市が、タクシー料金等（タクシー料金及びアプリ利用に伴い発生する手配料金のうち横浜市が認めた別紙1の手配料をいいます。以下同じです。）に充当可能な電子タクシーチケット（以下「電子チケット」といいます。）を補助対象者に配付し、補助対象者が、自宅と小規模保育事業所（以下「補助利用施設」といいます。）との間の児童（以下「対象児童」といいます。）の送迎を支援するものです。

（補助対象者）

第3条 当事業の補助対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に定める小規模保育事業を利用する対象児童の保護者（対象児童1名につき保育事業の利用申請をした保護者1名に限ります。）です。

（電子チケットの上限金額）

第4条 発行する電子チケット1枚の上限金額は、補助対象者の自宅と補助利用施設との片道の距離に応じ、下記のとおりとします。

距離	上限額（片道）
2.0km 以上3.0km 未満	1,500円
3.0km 以上4.0km 未満	2,000円
4.0km 以上	2,500円

（乗降場所の調整）

第5条 送迎時の乗降場所について、補助利用施設と必ず事前に調整してください。

（利用状況の報告）

第6条 補助対象者は、電子チケットの適正な使用状況の確認のために、補助利用施設の利用状況について、当該施設から横浜市に報告されることに同意するものとします。

（補助対象者以外の者による電子チケットの使用）

第7条 補助対象者のほか、補助利用施設への送迎のための電子チケットを使用する者として補助対象者から申請のあった方（以下「電子チケット使用者」といいます。）のみ、電子チケットを使用できます。

2 電子チケット使用者は、原則として最大4人まで登録できます。

3 電子チケット利用者についても、電子チケットの使用に関し、本規約を適用します。補助対象者は、電子チケット使用者に本規約を周知し、本規約を遵守させるものとし、これに違反することで生じる一切の損害について賠償するものとし、

(利用に当たっての事前準備)

第8条 当事業を利用するためには、補助対象者及び電子チケット利用者全員について、横浜市が指定するスマートフォン用のタクシーアプリ「GO」(以下「アプリ」といいます。)のダウンロード及びアプリへのクレジットカードの登録が必要です。アプリのダウンロード及びアプリへのクレジットカードの登録ができない方は、当事業を利用できません。

2 対応可能なクレジットカードブランドは、下記のとおりです。

(1) Visa

(2) Mastercard

(3) JCB

(4) AMERICAN EXPRESS

(5) Diners Club

3 スマートフォンのアプリ利用における推奨環境は、下記のとおりです。なお、推奨環境を満たしていない場合は、アプリをご利用いただけない可能性があります。

(1) 推奨 OS : iOS15 以降又は Android8.0 以降

(2) インターネットにアクセスできること

(3) GPS を搭載していること

(受託者の利用規約等の適用)

第9条 アプリ及び電子チケットの使用に当たっては、アプリ提供元が定める利用規約及びプライバシーポリシーに同意する必要があります。

第2章 電子チケットの内容

第10条 電子チケットは、1回の対象児童の補助利用施設への送り又は迎への片道につき1枚発行されます。1日当たりの配付枚数は2枚(行き・帰り)です。

2 電子チケットにはチケットごとに使用可能日が設定されており、指定された日にのみ使用することができます。使用可能日を過ぎた電子チケットは失効します。

3 補助対象者は、電子チケットの使用日時、乗車地及び降車地情報が、アプリ提供元から横浜市に提供されることに同意するとともに、電子チケット利用者についても同意を得る必要があります。また、電子チケットの使用内容に関して疑義が生じた場合、横浜市が、使用実態の調査に必要な情報を、アプリ提供元者から受領し、横浜市が使用実態の調査を行う場合があることに同意するものとし、

第3章 電子チケットの申請方法

(事前計画書及び補助交付申請書の提出)

第 11 条 補助を受けようとする場合は、次のとおり申請手続を行ってください。

- (1) 事前計画書及び保留通知書の写しを、小規模保育事業の追加申請の際に提出してください。
- (2) 事前計画承認後、補助交付申請書に、第 12 条に定める項目を記入して提出してください。

(補助交付申請書の記載項目)

第 12 条 補助交付申請書には以下の項目を記載してください。補助交付決定後、横浜市は、以下の項目のうち第 1 号から第 5 号について利用情報として登録します。

- (1) 補助対象者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 対象児童の氏名、生年月日及びクラス
- (3) 第 7 条第 1 項に規定する電子チケット使用者の氏名、住所、電話番号及び対象児童との続柄
- (4) 利用する補助利用施設の名称、所在地及び自宅からの距離（徒歩及び車での距離）
- (5) 対象児童の自宅から補助利用施設までの送迎経路（乗車地点及び降車地点を含みます。以下「登録送迎経路」といいます。）

- (6) 通園予定日数

(補助対象者の決定)

第 13 条 横浜市が指定する日までに第 11 条第 1 項第 1 号の事前計画書が提出された時点で、当事業の予算額を超過することが見込まれる場合、利用調整に準じてランク及び調整指数等で優先順位を判定した上で、事前計画書の承認により、補助対象者を決定します。

(電子チケットの配付)

第 14 条 補助交付決定後、原則としてタクシーの利用を開始する最初の日を含む月の前月 20 日までに電子チケット請求書により請求してください。使用日について急な変更が生じ、追加で電子チケットが必要になった場合は、使用日の 2 開庁日*前までに、こども青少年局保育対策課に連絡してください。

※ 開庁日とは、横浜市役所の営業日を指し、土・日・祝日及び 12/29～1/3 の期間を除く日を言います。横浜市内区役所の土曜開庁日は除きます。

- 2 シフト勤務などで翌々月以降の利用予定日が未定の場合は、未定の月の利用予定日を空欄で提出し、利用予定日が決まり次第、速やかに電子チケット請求書を再提出してください。なお、使用日の 2 開庁日前までに提出されなかった場合は、当該使用日に関する電子チケットは発行できません。
- 3 電子チケットは、毎月、タクシーの利用をする日の前月末日までに 1 か月分をまとめて、横浜市から事前登録した電子メール宛てにチケットコードを送付する方法により配付します。

第 4 章 電子チケットの使用方法

(電子チケットの使用)

第 15 条 電子チケットの使用は、事前に申請した対象児童の自宅から補助利用施設までの登録送迎経路でタクシーに乗車する際に使用するものとします。ただし、やむを得ない事情により中途降車をした場合はこの限りではありません。

- 2 前項にかかわらず、きょうだい児の送迎その他自宅以外の場所で乗降する必要がある場合は、事前に横浜市と協議した上で、横浜市が必要と認めた範囲で電子チケットを使用することができます。
- 3 電子チケットは、チケットコードをアプリに登録し、アプリを使用してタクシー乗車料金の清算を行う際に使用できます。電子チケットは、タクシー料金等について充当することができます。
- 4 チケットコードは、補助対象者及び電子チケット使用者の間で共有できます。ただし、補助対象者又は電子チケット使用者のうち 1 名が電子チケットをアプリに登録した後は、共有できなくなります。使用予定がない者が誤ってアプリに登録した場合であっても、チケットコードを再発行することはできませんので、ご注意ください。
- 5 電子チケットの上限金額を超えたタクシー料金等については、現にタクシーを利用した補助対象者又は電子チケット使用者の負担となり、アプリに登録したクレジットカードでの支払いとなります。なお、誤って別途手配料が発生するサービスを利用した場合や交通事情等で通常のタクシー乗車料金より高額になった場合でも、上限金額を超えた場合には、現にタクシーを利用した補助対象者又は電子チケット使用者の負担となります。
- 6 アプリ提供元が定めるキャンセルポリシーに則ってキャンセル料が発生した場合にも電子チケットが充当されます。電子チケットが充当されると当該チケットは使用済みとなり、その後は使用できません。また、電子チケットの再発行はできませんのでご注意ください。
- 7 登録送迎経路上で中途降車する場合は、中途降車するまでが電子チケットを使用することができる範囲です。中途降車する際に清算をして電子チケットを使用してください。なお、中途降車した場合に、その後、中途降車した地点又はその近辺から自宅又は補助利用施設に向かってタクシーに乗車した場合であっても、電子チケットは使用できません。
- 8 電子チケットが使用可能なタクシー会社は、別紙一覧(別紙 2)のとおりです。ただし、アプリを使用せずに配車依頼をする場合、手配料金について電子チケットの使用が可能かどうか補助対象者自身で必ずご確認ください。

(電子チケットの残額)

第 16 条 1 回の乗車におけるタクシー料金等が電子チケットの上限額に満たない場合でも、その差額に当たる金額を、金銭又はポイントとして受領することはできません。

(配車)

第 17 条 アプリを使用することで配車が確実に行われるものではありません。

- 2 アプリを介さずに配車を依頼することは差し支えありません。ただし、電子チケットを

使用してのタクシー料金等を清算するためにはアプリを利用する必要があります。

第5章 目的外使用

第18条 電子チケットは、対象児童を自宅から補助利用施設へ送迎する際にのみ使用できます。そのため、以下の場合、電子チケットを使用できる対象外であり、それにもかかわらず電子チケットを使用した場合、目的外使用とみなします。

(1) 対象児童の補助利用施設への送迎を目的とせずに電子チケットを使用する場合

(2) 登録送迎経路上で清算をせずに一旦降車して、タクシーを待たせておく場合

(3) 登録送迎経路から大きく外れて送迎する場合（工事や交通事情で迂回するなどやむを得ない場合を除きます。）

(4) 登録送迎経路における乗車地点以外の場所から乗車する場合（工事や交通事情で迂回するなどやむを得ない場合を除きます。）

(5) 登録送迎経路から大きく外れた場所で降車する場合

(6) 補助対象者及び電子チケット使用者以外の者に電子チケットを譲渡した場合

2 目的外使用が発覚した場合は、目的外使用した電子チケットの使用額について横浜市は補助対象者に支払いを求めます。なお、電子チケット使用者が目的外使用をした場合にも、補助対象者が支払い義務を負います。

3 目的外使用が発覚した場合又は虚偽の申告若しくはその他不正な手段により補助交付決定を受けたことが発覚した場合は、補助交付決定を取り消します。以後の電子チケット使用はできません。

4 第2項又は前項に該当する場合、事情により、補助交付決定後に使用した電子チケットの使用額の全部又は一部について補助対象者に支払いを求めることがあります。

第6章 免責

第19条 当事業の利用によってタクシーの配車が保証されるわけではありません。配車されなかったことで補助対象者及び電子チケット使用者に生じたいかなる損害についても、横浜市及びアプリ提供元は一切責任を負いません。

2 当事業の電子チケットを使用した送迎中に起こった交通事故について、横浜市及びアプリ提供元は一切責任を負いません。

第7章 その他

第20条 本規約に定めのない事項については横浜市が決定するものとします。

保育所等へのタクシー送迎支援事業 手配料等一覧

1. タクシー料金

タクシー会社に支払う運送契約の料金です。

種類	説明
運賃	メーター運賃
迎車料金	料金は各タクシー会社の規定に応じて定められています。
立替金	以下のケースにおいて発生します。 ・乗車中に有料道路を利用した場合 ・有料駐車場を利用した場合

2. 手配料

配車または各種手配・条件指定を利用した際に発生する料金です。

各手配料はエリア・需給状況により変動することがあるため、確認するタイミングにより料金が異なります。

種類	説明
アプリ「AI 予約」手配料	370 円～980 円（エリア・需給状況によって変動します。）
「こだわり条件指定」	GO 優良乗務員手配料、JPN TAXI 車種指定手配料、空気清浄機など搭載車両手配料：各 150 円
アプリ手配料	・ 100 円 ・ タクシー会社によって発生有無が異なります。 ・ 配車依頼前の会社・条件を選ぶ画面の「タクシー会社を選ぶ」、およびメニュータブの「タクシー会社」から、各タクシー会社のアプリ手配料発生有無をご確認ください。
優先パス	300 円～980 円（エリア・需給状況によって変動します。） ※配車依頼後、需給状況に応じてレコメンドする機能です。配車依頼前画面で表示された料金にプラスされる料金になりますのでご注意ください。

3. キャンセル料金

特定の条件下でキャンセルされた場合、お客様がGO株式会社に対して支払う料金です。

詳しくは、[GO 株式会社のキャンセルポリシー](#)をご覧ください。

種類	説明
キャンセル料金	500 円

保育所等へのタクシー送迎支援事業
電子チケットが使用可能なタクシー会社一覧

会社名 営業所名	営業所住所	営業所電話番号
SAGAMI TAXI株式会社 本社営業所	横須賀市衣笠町 4 5 - 1 9	046-833-7770
個人タクシー浜協同組合 本部	横浜市中区本町 1 - 5 - 2 3 0 5	045-319-4285
戸塚交通有限会社 本社第二	横浜市戸塚区上倉田町 2 9 6 - 2	045-881-1431
横須賀個人タクシー協同組合 本部営業所	横須賀市森崎 1 - 1 - 1 4	046-834-4359
神奈川都市交通株式会社 綱島地区営業所	横浜市都筑区佐江戸町 6 4 1 - 1	045-932-0100
株式会社625タクシー横浜 本社営業所	横浜市港北区新羽町 6 1 9 - 1	045-717-7660
神奈川個人タクシー協同組合 本部営業所	横浜市磯子区新磯子町 6 - 1 0	045-755-2111
横浜個人タクシー協同組合 本部営業所	横浜市南区南太田 4 - 4 - 1 0	045-712-0393
川崎第一個人タクシー協同組合 本部営業所	川崎市川崎区藤崎 3 - 7 - 3	044-277-8371
京浜ハイヤー株式会社 保土ヶ谷営業所	横浜市保土ヶ谷区岩井町 3 7 7	045-711-0170
京浜ハイヤー株式会社 本社営業所	横浜市港南区最戸 1 - 8 - 5	045-741-1896
ワールド交通株式会社 本社営業所	川崎市高津区子母口 3 9 4 - 2	044-753-0335
スタジアム交通株式会社 十日市場営業所	横浜市緑区十日市場町 8 2 8 - 2	045-989-4133
スタジアム交通株式会社 本社営業所	横浜市港北区新横浜 2 - 1 7 - 2 4	045-476-2419
みかさ交通株式会社 本社営業所	横須賀市久里浜 1 - 2 - 1 9	046-835-5335
京浜交通株式会社 弁天橋営業所	横浜市鶴見区小野町 4 3 - 1	045-633-8080
京浜交通株式会社 小倉営業所	川崎市幸区小倉 5 - 2 5 - 2 0	044-599-3485
日本交通横浜株式会社 川崎営業所	川崎市川崎区渡田新町 2 - 2 - 2 4	044-355-6513
日本交通横浜株式会社 戸塚営業所	横浜市戸塚区名瀬町 1 1 5 2	045-811-5238
日本交通横浜株式会社 保土ヶ谷営業所	横浜市保土ヶ谷区常盤台 1 1 - 2	045-331-8761
神奈中タクシー株式会社 横浜営業所	横浜市旭区西川島町 1 0 - 1	045-287-1511
神奈中タクシー株式会社 戸塚営業所	横浜市戸塚区上矢部町 2 2 0 8 - 5	045-811-2211

向ヶ丘交通株式会社イースタン 本社営業所	川崎市高津区上作延 1 4 1	044-877-3942
カナガワ交通株式会社イースタン 本社営業所	横浜市栄区飯島町 1 8 4	045-891-9041
横浜交通株式会社 横須賀営業所	横須賀市佐原 2 - 1 - 2 5	046-835-1195
横浜交通株式会社 港南営業所	横浜市港南区港南 5 - 1 5 - 1 3	045-843-7227
横浜交通株式会社 本社営業所	横浜市磯子区磯子 1 - 4 - 8 8	045-753-2081
横須賀タクシー株式会社 本社営業所	横須賀市米が浜通り 2 - 6	046-823-2080
メトロ自動車株式会社 常盤台営業所	横浜市保土ヶ谷区常盤台 1 1 - 1	045-333-2961
メトロ自動車株式会社 港北ニュータウン営業所	横浜市都筑区大丸 2 3 - 9	045-941-5928
メトロ自動車株式会社 横須賀営業所	横須賀市森崎 1 - 1 6 - 1 8	046-836-2073
飛鳥交通川崎株式会社 宮崎台営業所	川崎市宮前区宮崎 2 - 8 - 3 2	044-382-0053
飛鳥交通川崎株式会社 川崎営業所	川崎市川崎区池上町 1 - 2	044-266-3018
飛鳥交通横浜株式会社 新横浜営業所	横浜市都筑区川向町 1 1 7 1 - 2	045-472-2521
飛鳥交通神奈川株式会社 井土ヶ谷営業所	横浜市南区井土ヶ谷下町 1 8 - 1	045-711-0008
三和交通神奈川株式会社 横浜駅前営業所	横浜市西区岡野 2 - 1 5 - 1 8	045-311-7141
三和交通神奈川株式会社 本社営業所	横浜市都筑区荏田東 1 - 1 - 6 4	045-330-1001
三和交通株式会社 本社営業所	横浜市港北区鳥山町 4 8 0	045-471-8361
川崎個人タクシー協同組合 本部営業所	川崎市川崎区大師駅前 2 - 9 - 1 4	044-222-1616
富士電物流株式会社 本社営業所	川崎市宮前区南平台 1 8 - 5	044-978-1191
アイ株式会社 本社	横浜市南区六ッ川 1 - 3 4 0 - 1	045-711-8668
アサヒタクシー株式会社 山手営業所	横浜市中区山元町 4 - 1 8 8	045-641-9875
株式会社イケダ自動車 本社	横浜市都筑区池辺町 3 2 3 0 - 1	045-530-5960
株式会社エヌケイキャブ 本社	横浜市磯子区中原 1 - 1 - 4 5	045-752-1321
金港交通第二株式会社 本社	横浜市都筑区東方町 6 7 5 - 1	045-942-0072
有限会社キョーシン 本社	横浜市旭区中白根 2 - 1 4 - 2 1	045-959-6880
金港交通株式会社 本社	横浜市磯子区上町 1 1 - 3	045-753-5858
京急文庫タクシー株式会社 本社	横浜市金沢区福浦 2 - 1 5 - 2	045-784-0055

京急横浜自動車株式会社 本社	横浜市港南区上大岡西 3-11-15	045-847-5541
株式会社ケイサントクシー 本社	横浜市泉区岡津町 1065-1	045-812-1178
港北交通株式会社 本社	横浜市都筑区東方町 55	045-472-1541
三慶交通株式会社 本社	横浜市神奈川区羽沢町 55	045-383-1611
サントクシー株式会社 本社	横浜市中区かもめ町 20	045-622-9923
湘南交通株式会社 本社	横浜市港南区丸山台 1-6-3	045-846-1515
新横浜交通株式会社 本社	横浜市磯子区岡村 6-17-11	045-325-8102
すみれ交通有限会社 本社	横浜市旭区川井宿町 9	045-951-0270
瀬谷交通有限会社 本社	横浜市瀬谷区北町 40-11	045-921-1888
第一交通株式会社 横浜営業所	横浜市中区本牧十二天 3-13	045-628-4511
大栄交通株式会社 本社	横浜市中区山下町 210	045-651-4051
大和交通株式会社 本社	横浜市保土ヶ谷区狩場町 112	045-741-4707
東京ヤサカ自動車株式会社 本社	横浜市保土ヶ谷区仏向町 290	045-337-4321
東宝タクシー株式会社 本社	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-27	045-501-5891
戸塚交通有限会社 本社	横浜市戸塚区上倉田町 296-2	045-881-1431
南進自動車株式会社 本社	横浜市神奈川区反町 2-16	045-321-3124
日本サントスキャブ株式会社 本社	横浜市港南区港南台 7-53-14	045-833-1261
ノボリ興業株式会社 本社	横浜市中区本牧宮原 1-5-1	045-622-3041
日野交通株式会社 本社	横浜市鶴見区菅沢町 16-19	045-521-9344
ヒノデ第一交通株式会社 本社	横浜市磯子区岡村 6-5-50	045-751-2727
ひばり交通株式会社 本社	横浜市鶴見区獅子ヶ谷 2-39-5	045-581-1167
富士見交通株式会社 本社	横浜市磯子区森 3-1-18	045-761-4541
二重交通株式会社 本社	横浜市瀬谷区三ツ境 100-34	045-362-5315
フラワー交通株式会社 本社	横浜市神奈川区神奈川本町 4-5-201	045-441-5164
平和交通株式会社 本社	横浜市中区太田町 3-33	045-211-0626
株式会社ベストワークジャパン 本社	横浜市鶴見区駒岡 2-9-14	045-583-3333

朋栄交通株式会社 本社	横浜市保土ヶ谷区西谷 1-23-11	045-381-2441
北斗タクシー株式会社 本社	横浜市中区小港町 1-3	045-623-8884
三ツ境交通有限会社 本社	横浜市瀬谷区瀬谷 1-25-17	045-303-1074
明治自動車株式会社 本社	横浜市中区本牧町 2-318	045-624-3521
横浜北交通株式会社 本社	横浜市港北区新羽町 676-1	045-544-2834
和同交通株式会社 本社	横浜市中区本牧町 1-11	045-622-7291
生田交通株式会社 本社	川崎市多摩区栗谷 3-6-3	044-955-5388
株式会社今井運送 本社	川崎市宮前区有馬 3-28-1	044-865-6210
川崎交通産業株式会社 本社	川崎市多摩区西生田 2-7-20	044-966-8311
川崎タクシー株式会社 本社	川崎市川崎区榎町 5-14	044-233-7577
コスモ交通株式会社 本社	川崎市麻生区栗木 2-3-14	044-712-7010
新興タクシー株式会社 本社	川崎市川崎区元木 2-1-11	044-344-5871
高砂交通株式会社 本社	川崎市麻生区上麻生 5-45-47	044-819-0505
多摩川ハイヤー株式会社 本社	川崎市高津区溝口 3-19-12	044-833-2361
多摩田園タクシー株式会社 本社	川崎市宮前区馬絹 5-6-7	044-852-1300
東栄興業株式会社 本社	川崎市宮前区犬蔵 1-9-23	044-975-6702
ひまわり交通株式会社 本社	川崎市幸区神明町 1-35	044-511-0375
溝口交通有限会社 本社	川崎市多摩区登戸 3139-2	044-833-2361
明生タクシー株式会社 本社	川崎市幸区南加瀬 4-16-6	044-588-0478
岡タクシー有限会社 本社	横須賀市根岸町 3-5-10	046-836-2747
京急中央交通株式会社 本社	横須賀市久里浜 2-12-5	046-835-1565
京急三崎タクシー株式会社 本社	三浦市原町 15-13	046-882-4195
サン岡タクシー有限会社 本社	横須賀市武 1-3-6	046-856-4552
東海交通株式会社 本社	横須賀市長浦町 1-17-2	046-822-5363
有限会社富士タクシー 本社	横須賀市武 3-17-11	046-856-2569
船越タクシー株式会社 本社	横須賀市船越町 1-55	046-861-2111

芙蓉交通株式会社 本社	横須賀市内川 1 - 7 - 6 5	046-836-0476
臨港タクシー株式会社 本社	横須賀市汐入町 1 - 7	046-825-5000
株式会社ワイキャブ 本社	横須賀市根岸町 3 - 1 6 - 3 1	046-837-3311
大栄交通株式会社 旭営業所	横浜市旭区上白根町 7 4 0 - 1	045-954-3789
株式会社ケイサンタクシー 栄営業所	横浜市栄区庄戸 4 - 1 4 - 1 0	045-890-5111
平和交通株式会社 間門	横浜市中区池袋 3 4 5	045-622-0044
平和交通株式会社 保土ヶ谷	横浜市保土ヶ谷区岩井町 9 0	045-731-8181
平和交通株式会社 新子安	横浜市神奈川区新子安 1 - 3 5 - 5	045-402-8181
平和交通株式会社 和田町	横浜市保土ヶ谷区峰岡町 3 - 3 4 5	045-337-8181
平和交通株式会社 西	横浜市西区南浅間町 2 6 - 2	045-324-8181
平和交通株式会社 鶴見	横浜市鶴見区鶴見中央 2 - 1 3 - 2 2	045-501-8181
平和交通株式会社 向町	川崎市川崎区渡田向町 1 - 1 1	044-244-5288
平和交通株式会社 浅田	川崎市川崎区浅田 1 - 1 1 - 1 2	044-366-0931
平和交通株式会社 渡田	川崎市川崎区渡田 4 - 1 2 - 3	044-344-2779
新興タクシー株式会社 横浜営業所	横浜市鶴見区栄町通 1 - 1 0 - 1 2	045-505-5691
平和交通株式会社 新横浜営業所	横浜市港北区篠原町 1 4 0 0	045-435-8181
アサヒタクシー株式会社 港北ニュータウン営業所	横浜市都筑区茅ヶ崎東 4 - 1 - 5	045-949-6880
神奈川都市交通株式会社 青葉地区営業所	横浜市都筑区佐江戸町 6 4 1 - 1	045-932-0100
神奈川都市交通株式会社 青葉営業所	横浜市青葉区荏田西 1 - 1 5 - 3 0	045-978-0100
神奈川都市交通株式会社 南営業所	横浜市南区井土ヶ谷下町 4 2 - 1	045-743-0315
神奈川都市交通株式会社 磯子営業所	横浜市磯子区磯子 3 - 3 - 3 2	045-754-0100
神奈川都市交通株式会社 金沢営業所	横浜市金沢区瀬戸 2 3 - 2 3	045-701-8360
神奈川都市交通株式会社 川崎営業所	川崎市川崎区元木 2 - 4 - 3	044-344-5588
金港交通株式会社 港南台営業所	横浜市港南区港南台 7 - 5 2 - 2	045-832-5223
川崎タクシー株式会社 金港交通港北ニュータウン営業	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 1 6 - 7	045-944-2016
サンタクシー株式会社 小机営業所	横浜市港北区新羽町 3 8 4 4 - 1	045-590-6320

有限会社いづみタクシー 三崎営業所	三浦市天神町 5 - 2 6	046-882-5105
ヒノデ第一交通株式会社 保土ヶ谷営業所	横浜市保土ヶ谷区東川島町 1 9 - 1 6	045-381-0405
日本サントスキャブ株式会社 栄営業所	横浜市栄区长沼町 8 3 0 - 9	045-435-9931
株式会社クワハラ 旭営業所	横浜市旭区南本宿町 1 2 1	045-353-1561
株式会社八重洲タクシー 川崎営業所	川崎市中原区井田杉山町 1 7 - 9	044-740-3391
真金タクシー株式会社 本社	横浜市保土ヶ谷区岩井町 3 0 0	045-741-7631